

- ◎新潟県訓令第10号
- ◎新潟県教育委員会訓令第3号
- ◎新潟県警察本部訓令第9号

本 庁
地 域 機 関
教 育 庁 本 庁
教 育 庁 出 先 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年 月 日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新 潟 県 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 野 哲 郎
新 潟 県 警 察 本 部 長 滝 澤 依 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 本部の庶務は、<u>福祉保健部こども家庭課</u>において処理する。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 <u>こども家庭課長</u> しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 少年課長</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 本部の庶務は、<u>福祉保健部子ども家庭課</u>において処理する。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 <u>子ども家庭課長</u> しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 少年課長</p>